

〈豊中市男女共同参画苦情処理委員会への申出方法〉

申出書は郵送または FAX、メールで送付してください。

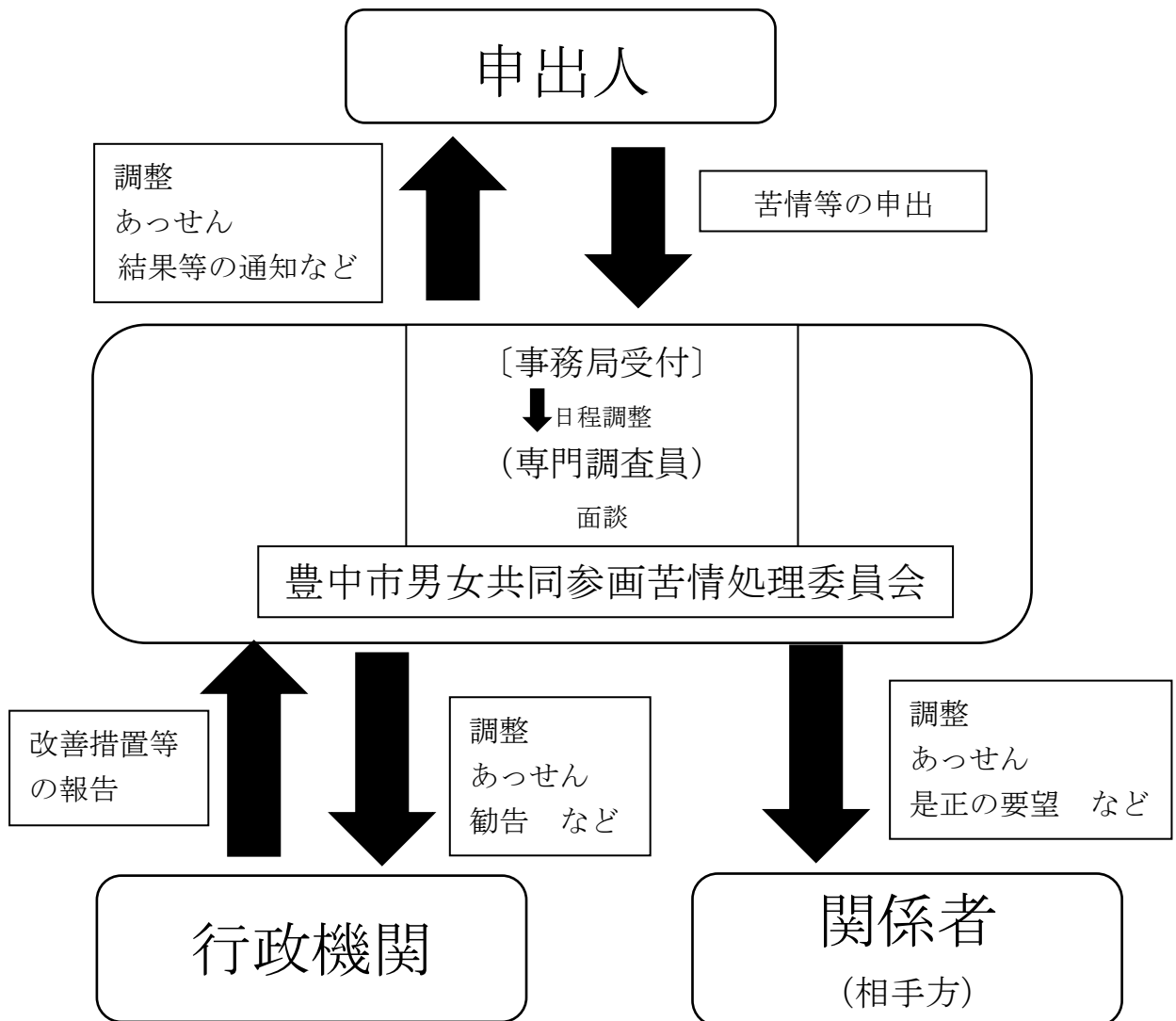
申 出 先	「豊中市男女共同参画苦情処理委員会」
1. 郵 送	「豊中市男女共同参画苦情処理委員会 事務局」 (住所) 〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 第一庁舎 5 階 (宛先) 市民協働部人権政策課女性支援係
2. FAX	(番号) 06-6840-8008 ※送信後、到着確認のため、お手数ですが 06-6840-8055 まで ご連絡ください。
3.メール	(アドレス) danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp ※メールの本文中及び申出書内に連絡先電話番号を記載してください。

※申出書が届きましたら、申出の趣旨・内容を確認するため、こちらよりご連絡いたします。**連絡による確認をもって、「申出の受理」とします。**

[申し出ることができないこと]

- ・判決、採決等によって確定した権利関係に関すること。
- ・裁判所において係争中の事案に関すること。
- ・行政庁において不服申立ての審理中の事案に関すること。
- ・議会に請願や陳情を行っていること。
- ・男女共同参画苦情処理委員会または委員が行った申出の処理内容や行為に関すること。
- ・他の同種の機関に申出を行っていること。
- ・申出の内容が事実のあった日から1年を経過していること。(ただし、理由があれば、1年を経過していても受け付ける場合があります)
- ・議会に関すること。

〈男女共同参画苦情処理制度の流れ〉



〔備考〕

- 性別にかかわらず申し出ることができます。
- 解決しなかった場合、一定の要件のもと、訴訟等の資金を貸し付ける制度があります。
- 豊中市男女共同参画苦情処理委員会は「調整」「あっせん」などを行う独立した第三者機関ですので、本委員会での結果が裁判等でそのまま反映されるものではありません。